

宮崎市小児慢性特定疾病指定医指定要領

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号。以下「法」という。）第 19 条の 3 第 1 項に規定する診断書（以下「医療意見書」という。）の交付を適正に行うため、同項に規定する指定医（以下「小慢指定医」という。）の指定については、法及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）に定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

第 1 小慢指定医の職務等

- 1 小慢指定医は、小児慢性特定疾病（法第 6 条の 2 第 1 項に規定する小児慢性特定疾病をいう。以下同じ。）の患者が小児慢性特定疾病にかかっていること及びその疾病の状態が同条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める程度であることを証明する医療意見書の作成を職務とすること。【規則第 7 条の 13 第 1 項】
- 2 小慢指定医は、法第 21 条の 4 第 1 項の規定に基づき国が推進する疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研究に協力すること。具体的には、当該調査及び研究に資する情報の提供を行うこと。【規則第 7 条の 13 第 2 項】

第 2 小慢指定医の要件

- 1 小慢指定医の要件は、診断又は治療に 5 年以上（医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に規定する臨床研修を受けている期間を含む。以下同じ。）従事した経験（以下「実務経験」という。）を有する医師であって、次のいずれかに該当、かつ、第 1 の職務を行うのに必要な知識と技能を有すると認められる者とする。
 - ① 別表 1 の厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医（以下「専門医」という。）の資格を有すること。【規則第 7 条の 10 第 1 項第 1 号】
ただし、「小児慢性特定疾病指定医の指定について」令和 6 年 6 月 17 日付け健生難発 0617 第 3 号厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知）による改正前の別紙 1 の専門医の資格については、従前どおりとして取り扱って差し支えない。
 - ② 国立成育医療研究センターが行う研修（小児慢性特定疾病の診断又は治療に関する一般的知識及び専門的知識を習得するためのもの。以下「小慢指定医育成研修」という。）を修了していること。【規則第 7 条の 10 第 1 項第 2 号】

- 2 1 の「実務経験」の詳細については、以下のとおりとする。

- (1) 実務経験とは、医療機関等において行った患者の診断又は治療（小児慢性特定疾病に係る診断や治療に限らない。）をいう。
- (2) 実務経験の期間については、以下のとおりとする。
 - ① 主として患者の診断又は治療を行っていた期間を対象とするものとし、診断又は治療を全く行っていない期間を除く。
 - ② 1 のとおり、臨床研修を受けている期間を含む。
 - ③ 診断又は治療に関して行われる症例検討会等への参加、保健所における相談業務等に従事した期間、外国留学等外国において患者の診断又は治療を行った期間など、患者の診断又は治療に関係する業務等に従事した期間については、これを含む。

3 1の「職務を行うのに必要な知識と技能を有すると認められる」の判断については、小慢指定医の指定の申請時に提出される申請者の経歴書（様式2号）の記載内容等を参考に判断すれば足りる。

なお、実務経験及び1の①又は②の要件を満たしていれば小慢指定医の職務を行うのに必要な知識と技能を有すると判断する。

第3 小慢指定医の指定の申請等

1 指定の申請の手続

- (1) 小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師は、「小児慢性特定疾病指定医指定申請書」（様式1号）に、次の①～④に掲げる書類を添付して、宮崎市長（以下、「市」という。）に提出するものとする。（ただし、勤務地（当該医師が小児慢性特定疾病の診断を行う医療機関の所在地をいう。以下同じ。）が宮崎市内の場合とする。以下の変更等の手続きも同じ。）

ただし、①～④に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合は、当該書類の添付を求めなくてもよいこととする。

【規則第7条の11】

なお、指定申請書の記載事項である主たる勤務先の医療機関以外に勤務することのある医療機関については、申請を行おうとする者の可能な範囲で記載することとする。

- ① 診断又は治療に5年以上従事したことを証する「経歴書」（様式2号）
- ② 医師免許証の写し
- ③ 専門医に認定されていることを証明する書面又は小慢指定医育成研修の修了を証する書面の写し
- ④ ②又は③の書類が交付された後に氏名が変更された場合は、本人であることを証明する書類（戸籍抄本等）の写し

第4 小慢指定医の指定等

1 小慢指定医の指定

(1) 市は、小慢指定医の指定をしたときは、次に掲げる事項を記載した「小児慢性特定疾病指定医指定通知書（新規・更新）」（様式3号）を当該小慢指定医に交付するとともに、次に掲げる事項（④を除く。）について公表する。【規則第7条の17第1号】

- ① 医師氏名
- ② 診療に主に従事する医療機関の名称及び所在地
- ③ 診療に主に従事する医療機関において担当する診療科名
- ④ 指定年月日及び指定有効期間

(2) 指定通知書の記載事項については、以下の①～②のとおりとする。

- ① 指定通知書に、次のとおり、別表2の都道府県番号2桁、当該指定医の区分記号（専門医資格を有する小慢指定医：01、研修を修了した小慢指定医：02）、都道府県等別番号と各都道府県等が定める任意の番号を組み合わせて6桁を指定医番号として記載することとし、小慢指定医が患者の医療意見書を作成する際に、当該指定医番号を当該医療意見書に記載することにより、当該医療意見書が小慢指定医により作成されていることを確認できるようにすることとする。

2桁	2桁	1桁	5桁						
都道府県番号	指定医区分	都道府県等別番号	市が定める任意の番号						

- ② 小慢指定医の指定の有効期間は、5年以内とする。【規則第7条の12】

(3) 市において、指定をした指定医の名簿等を作成し管理する。

(4) 小慢指定医の指定を受けた医師は、自らの責任のもと指定通知書を管理するものとし、当該指定通知書の有効期間についても十分注意するものとする。なお、指定通知書の有効期間が切れた後、小慢指定医として行った医療意見書の作成等の行為は取り消し得るものとする。

(5) 小慢指定医が指定通知書を紛失し又はき損したときは、「小児慢性特定疾病指定医指定通知書再交付申請書」（様式7号）（き損のときは当該指定通知書を添付）を市に届け出るものとする。

2 小慢指定医の指定の申請の却下

(1) 市は、小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師が、規則第7条の10に規定する要件（第2の1に掲げる要件）を満たしていない場合には、当該医師を小慢指定医として指定しないこととする。

また、市は、小慢指定医の指定の申請を行おうとする医師が、実務経験を有し、規則第7条の10第1項各号に掲げる要件（第2の1①又は②）

を満たしている場合であっても、不適切な診断書を作成したことがあるなど、医療意見書を作成するのに必要な知識と技能を有していないと認められる場合については、小慢指定医の指定をしないことができることとする。

- (2) 市は、規則第7条の10第2項の規定により小慢指定医の指定を取り消された後5年を経過していない者その他小慢指定医として著しく不適当と認められる者については、小慢指定医の指定をしないことができる。
- (3) 市は、小慢指定医の指定をしないこととした場合には、その旨を記載した通知書を申請を行った医師に交付する。

第5 小慢指定医の指定に係る申請内容の変更

- (1) 小慢指定医は、以下の①～⑥の事項について変更があったときは、変更のあった事項及びその年月日を、「小児慢性特定疾病指定医変更届出書」（様式4号）に指定通知書を添えて、市に届け出るものとする。【規則第7条の14】

指定変更届出書による届出を受けた市は、当該届出をした小慢指定医に対し、変更後の指定通知書を交付する。

①氏名

②連絡先（住所及び電話番号）

③医籍の登録番号及び登録年月日

④担当する診療科名

⑤主として医療意見書の作成を行おうとする医療機関の名称及び所在地

- (2) 市は、(1)の変更の届出があったときには、必要に応じて、その旨を公表することとする。

ただし、当該届出をした小慢指定医が診療に従事しているとして公表している医療機関に係る変更の場合は必ず公表することとする。【規則第7条の17第2号】

第6 小慢指定医の指定の更新

- 1 小慢指定医は、その指定を受けた日から5年を超えない日までの間に、「小児慢性特定疾病指定医更新申請書」（様式5号）により、更新の申請を行うこととする。
- 2 市は、申請者より指定医更新申請書の提出があった場合には、第4の1及び2に準じて、「小児慢性特定疾病指定医指定通知書（新規・更新）」（様式3号）又は指定を行わない旨の通知書を当該申請者に対して交付する。
- 3 第2の1の①の要件（専門医要件）で小慢指定医の指定を受けた医師につ

いては、その指定の更新時に専門医の資格を喪失している場合であっても、これまでに当該小慢指定医が作成した医療意見書の実績等にかんがみ、当該医療意見書が著しく不適切である等の事実が確認されなければ、小慢指定医の指定の更新をしてよいこととする。

第7 小慢指定医の指定の辞退等

- 1 小慢指定医は、その指定を辞退するときは、市に「辞退届」（様式6号）により届け出ることとする。ただし、指定の辞退を希望する日から60日以上予告期間を設けるものとする。【規則第7条の15】
- 2 1により、辞退の届出があったときは、市は、その旨を公表することとする。【規則第7条の17第3号】

第8 小慢指定医の指定の取消し等

- 1 小慢指定医が医療意見書の作成に関し著しく不当な行為を行ったときその他小慢指定医として著しく不適当と認められるときは、市はその指定を取り消すことができる。【規則第7条の16】

なお、小慢指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、医療意見書の作成を行うこともできないと想定されるが、「その他小慢指定医として著しく不適当と認められるとき」に該当するものとして取り扱うこととする。
- 2 小慢指定医は、指定を取り消されたときは、速やかに指定通知書を市に返納するものとする。
- 3 市は、1により、小慢指定医の指定を取り消したときには、その旨を公表することとする。【第7条の17第4号】

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月17日から施行する。